

藤岡市国際交流協会部会設置規則

(目的)

第1条 この規則は、藤岡市国際交流協会会則（以下「会則」という。）に基づき部会及び部会の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 会則第10条第1項で定める部会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総務部会

- ア 会員の募集
- イ 寄付金の募集
- ウ 会報の発行、パンフレット等の作成
- エ 国際交流に関する情報収集及び提供
- オ 国際交流団体との連携
- カ 国際理解の啓発・普及のための各種事業の開催
- キ その他、本部会の活動を促進するために必要な業務

(2) 文化交流部会

- ア 語学講座開講事業
- イ 海外文化交流事業
- ウ その他、本部会の活動を促進するために必要な業務

(3) 市民交流部会

- ア 商工会議所及び経済団体の提携促進
- イ 物産交易、物産展示会の企画立案
- ウ 友好都市交流事業の推進
- エ その他、本部会の活動を促進するために必要な業務

(4) ボランティア部会

- ア 外国人のための日本語教室の開催
- イ ボランティア活動に関する調査研究及び学習機会の提供
- ウ 国際交流ボランティアバンクの設置
- エ その他、本部会の活動を促進するために必要な業務

(部会の役員)

第3条 各部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 若干名
- (3) 幹事 20名以内

(部会連絡会議)

第4条 各部会間の連絡調整を図るため、部会連絡会議を置く。

2 部会連絡会議は、役員をもって組織する。

3 部会連絡会議は、総務部会長が招集し、会議の議長となる。

附 則

この規則は、平成9年7月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。